

## 《駐車監視員の活動地区の拡大について》 ～重点地区に城南地区を追加～

【松山東警察署】

<p>駐車監視員制度</p>	<p>平成18年に施行された駐車対策新法制により、放置車両の確認と標章の取付けに関する事務を公安委員会の登録を受けた民間の法人に委託できることとなり、現在、松山東署及び今治署が確認事務の民間委託を行っています。</p> <p>駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章(放置駐車違反のステッカー)の取付けなどの仕事をする人のことであり、法律上の資格が必要とされています。</p> <p>※放置違反の切符を切ったり、放置違反金を徴収したりすることはできません。</p>
<p>活動状況</p>	<p>松山東警察署では、駐車監視員が重点的に活動を行う場所・時間帯などを定めたガイドラインを策定、公表し、ガイドラインに沿った活動を推進しております。駐車監視員の活動時間帯は、7:00～24:00で、ガイドラインを踏まえた巡回計画に基づいた活動を行っております。</p> <p>なお、駐車監視員のガイドラインは県警のホームページに公開しています。</p>
<p>活動区域を広げる理由</p>	<p>現在、駐車監視員が活動している地区の駐車環境は改善されてきたものの、活動区域以外では、未だ多くの駐車車両が見られ、駐車苦情も多数寄せられていることから、今回特に駐車苦情が多い城南地区を活動エリアに加え、同地区の駐車環境の改善を図ります。</p>